

別表第1

	給料	理事長	副理事長	常務理事	第1号理事	第2号・第3号理事	監事	評議員
号	1	支給しない	支給しない	月額 220,000 円	月額 310,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	2	支給しない	支給しない	月額 230,000 円	月額 320,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	3	支給しない	支給しない	月額 240,000 円	月額 330,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	4	支給しない	支給しない	月額 250,000 円	月額 340,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	5	支給しない	支給しない	月額 260,000 円	月額 350,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	6	支給しない	支給しない	月額 270,000 円	月額 360,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	7	支給しない	支給しない	月額 280,000 円	月額 370,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	8	支給しない	支給しない	月額 290,000 円	月額 380,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	9	支給しない	支給しない	月額 300,000 円	月額 390,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
	10	支給しない	支給しない	月額 310,000 円	月額 400,000 円	支給しない	支給しない	支給しない
手 当	管理職	支給しない	支給しない	給料月額の20%	給料月額の20%	支給しない	支給しない	支給しない
	通勤	支給しない	支給しない	人事規則第52条に定める額	人事規則第52条に定める額	支給しない	支給しない	支給しない

備 考

- 1 人事規則とは、学校法人嶺南学園人事規則(昭和61年嶺南学園規則第2号)をいう。
- 2 理事長とは、学校法人嶺南学園寄附行為(昭和60年12月20日福井県知事許可)第6条第2項の者をいう。
- 3 副理事長とは、学校法人嶺南学園寄附行為第6条第3項の者をいう。
- 4 常務理事とは、学校法人嶺南学園寄附行為第6条第4項の者をいう。
- 5 第1号理事とは、学校法人嶺南学園寄附行為第7条第1項第1号の者をいう。
- 6 第2号理事とは、学校法人嶺南学園寄附行為第7条第1項第2号の者をいう。
- 7 第3号理事とは、学校法人嶺南学園寄附行為第7条第1項第3号の者をいう。
- 8 監事とは、学校法人嶺南学園寄附行為第8条の者をいう。
- 9 評議員とは、学校法人嶺南学園寄附行為第25条第1項の者をいう。